

第 5 章

施策の展開

第4章で掲げた長期的な目標を達成するために実施する基本的な施策は、船橋市（行政）だけではなく、市民（個人および市民団体など）、事業者（農水産業や商工業などの事業を行う個人や法人）などの様々な主体が連携し、一体感をもって進めていくことが必要です。

基本的な施策ごとに船橋市が進めていく具体的な取組と市民および事業者に期待する取組は次のとおりです。今回の改定によって、引き続き取り組んでいくものを【継続】、内容を拡充したものを【拡充】、新たに追加したものを【新規】として示しました。

★が付いている取組は、「リーディングプロジェクト」として、今後5年間ににおいて特に重点的に進めていく取組であり、丸数字はどのリーディングプロジェクトに該当しているかを示しています。（詳しくは91ページ）

ここで示す取組を進めるとともに、多様な主体の連携、協働によって、めざす将来像の達成に向けて有効な取組を検討し、その普及に努めます。また、各施策に貢献するSDGsの目標を掲げ、該当するMY行動宣言についてもアイコンを追加しました。

MY行動宣言とは、生物多様性を守るために、私たちにできるアクションです。

「MY行動宣言」は、将来にわたって、生物多様性のもたらす恵みを受けていくために一人ひとりが生物多様性との関わりを身近な生活の中で実感し、行動してもらうことを目標としています。



船橋市でくらす私たちにはどんなことができるでしょうか。たとえば、1の「たべよう」は、船橋市でとれた野菜や果物、魚介類などを買って食べることが考えられます。市内でとれたものを食べることは、遠く離れた場所から自動車や船、飛行機などを使って運ばれたものよりも輸送のエネルギーが少なくなります。5つ全部できなくても、何か1つでもできることを続けていくことが、大切です。

※2010年（平成22年）に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で設定された2020年（令和2年）までの20の個別目標（愛知目標）の達成に貢献するために作られた国連生物多様性の10年日本委員会で作成。

(1)「生物多様性の保全と持続可能な利用」に関する取組

① 台地から浅海域までを結ぶ多様な自然環境の保全と利用

施策①-1 樹林地の保全と利用



現状及び課題

- 指定樹林制度などにより都市の緑地の新規指定や保全を進めており、指定樹林の件数は増加していますが、樹林地の面積は基準年度を下回っています。
- 土地所有者による維持管理が行き届かない樹林地などに対する要望が増加しています。
- 宅地開発などによる指定樹林の解除、樹木の伐採が多くみられます。

取組の方向性

- 現状の取組を進めながら、土地所有者の維持管理に関わる負担を軽減する方策を検討します。
- 指定樹林の維持管理状況について市が継続的に把握していきます。

<市の取組>（戦略管理指標：P95）

■ 良好な樹林地の保全【継続】

- ・ 買い取りや借り上げ、指定樹林制度による指定、現況調査などにより、良好な樹林地の保全を計画的に進めるとともに、樹林地の維持管理について、所有者の負担を軽減する方策について検討します。（公園緑地課）

■ 斜面緑地の保全【継続】

- ・ 市内に残された貴重な緑として、斜面緑地の保全に努めます。（公園緑地課）

■ 多様な主体による樹林地の保全に向けたしくみづくりの検討【新規】

- ・ 樹林地の管理において、市民団体や事業者などとの協働を検討します。（公園緑地課）

<市民および事業者に期待する取組>

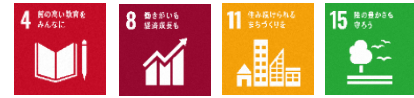
- ・ 樹林地の保全や世代交代を促進する取組に積極的に参加し、指定樹林制度などの樹林地を保全する取組に協力します。（市民、事業者）
- ・ 企業緑地など事業者が保有する樹林地では、郷土種の回復・維持に努めます。（事業者）
- ・ 樹林地開発の際は、できるだけ多くの樹林地を残すように配慮します。（事業者）

MY行動宣言



生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。

施策①-2 畑地・水田の保全と利用



現状及び課題

- ふるさと農園は候補地がなかなか見つからないため、区画数が基準年度よりも減少しています。また、学童農園は、規模を縮小する学校が増えています。
- 農業体験の場として活用するためには、担い手の確保などが課題となっています。
- 農産物の「地産地消」については、経済面でも環境面でも近年では注目されてきています。

取組の方向性

- 耕作されない農地もふるさと農園や学童農園などとして利用するため、地域の人たちが活用できる取組を検討します。
- 農地の保全に対する取組として、地元食材の消費拡大に向けた取組を実施します。

<市の取組>（戦略管理指標：P95）

■ 農地の担い手支援【継続】

- ・ 営農組織、認定農業者や援農ボランティアの育成などにより、農業の担い手を支援すると共に、農地の貸し借りの斡旋を促進し、耕作放棄地の拡大防止、担い手への農地の集積、経営規模拡大などをはかります。（農水産課、農業委員会事務局）

■ 農業体験の場の整備【継続】 ★②

- ・ 耕作放棄地をふるさと農園や学童農園として活用するなど、農業を体験できる場として整備し、農業への理解を深めると共に、耕作放棄地の解消をはかります。（農水産課）

■ 農産物の「地産地消」の推進【継続】

- ・ 農産物の「地産地消」を推進し、地域の「食」と「農」と「環境」を守ります。（農水産課）

■ 学校給食での地元食材の提供等を通じた食育の推進【継続】 ★②

- ・ 毎月指定の旬の食材を学校給食の献立に組み入れ、「船橋産の旬の食材を食べて知る日」の設定や、船橋産食材に関する動画などを作成し、普及啓発を行います。（保健体育課）

■ 農産物の付加価値の向上【継続】

- ・ 多様な手法を通じてPRを行い、知名度の向上やブランド化に取り組みます。（農水産課）

■ **生物多様性に配慮した農業の推進【継続】**

- ・有機栽培の推進、農薬・肥料の低減といった生物多様性に配慮した農業の推進をはかります。(農水産課)

■ **遊休農地（谷津田等）における自然環境価値の検討【新規】**

- ・遊休農地の円滑な再使用及び市の生物多様性の向上に資する遊休農地の利用方法について、水質浄化や治水なども視野にいて検討します。(環境政策課)

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・農業体験イベントへ積極的に参加し、農業への理解を深めます。(市民) ★②
- ・自然の価値や役割に理解を深め、農業体験実施の協力などの生物多様性保全に向けた活動に積極的に協力します。(事業者) ★②
- ・地場食材を意識して購入し、地産地消に取り組みます。(市民)
- ・材料調達の際は、できる限り地元のものを用います。(事業者)
- ・農業者は、有機栽培や減農薬栽培など、できるかぎり生物多様性に配慮した農業に努めます。(事業者)
- ・家庭菜園や敷地内の緑地で、化学農薬の使用を控えます。(市民、事業者)

MY行動宣言

たべよう

地元でとれたものを食べ、旬のものを**味わいます**。

施策①-3 草地の保全と利用



現状及び課題

- 河川の清掃・草刈については、市で管理する河川が増えるのに伴い、管理範囲が広くなることが課題となっています。

取組の方向性

- 河川用地内の草地について近隣住民などと連携した管理方法などについて検討します。

<市の取組>

■ 河川の清掃・草刈【継続】

- ・河川の清掃・草刈を行い、清潔で快適な空間づくりに努めます。また、管理にあたっては、周辺住民などと協力して実施する仕組みや、管理のための支援を検討します。(下水道河川管理課)

<市民および事業者に期待する取組>

- ・水辺の緑を大切にし、清掃・草刈などの活動に積極的に参加します。
(市民、事業者)
- ・家庭菜園や敷地内の緑地で、化学農薬の使用を控えます。〈再掲〉(市民、事業者)
- ・樹林地やその周辺の草刈や林縁部での枝打ちなどの草地を保全する活動に積極的に参加します。(市民、事業者)

MY行動宣言



生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、
地域や全国の活動に参加します。

施策①-4 干潟・浅海域の保全と利用



現状及び課題

- 利用ルールが確立されているものの、ルール違反者や密漁者がみられます。
- 三番瀬のラムサール条約登録について、千葉県との情報共有ははかられているものの、登録に向けた検討には遅れがみられます。
- 干潟の恵みを活用した地域の活性化、及び赤潮や青潮による漁業被害への対応を含む漁場の再生に向けた関係機関との連携が不十分です。

取組の方向性

- ルール違反者や密漁者を減少させるため、三番瀬の利用ルールの啓発活動を推進していきます。
- 三番瀬の保全・再生に向け、三番瀬のラムサール条約登録をめざした取組を進めていきます。
- 漁場の再生に向けた関係機関との連携については、引き続き県、近隣自治体や近隣漁協と情報共有を行い、海域における青潮などの発生防止対策の検討などについて連携をはかっていきます。

<市の取組>（戦略管理指標：P96）

■ 清掃活動の継続的な実施【継続】

- ・清掃活動の継続的な実施により、ごみのない清潔な環境を維持します。
（環境政策課、商工振興課）

■ 干潟の恵みを活用した地域の活性化【継続】

- ・漁業や観光業など、干潟のさまざまな恵みを活用し、地域の活性化につなげます。
（商工振興課、農水産課）

■ 利用ルールの啓発の推進【継続】

- ・過度の利用や自然への過大な負荷を避けるため確立した利用ルールについて、県、近隣自治体、関係機関と連携して、周知啓発を推進します。
（環境政策課、商工振興課、農水産課）

■ 三番瀬のラムサール条約登録【継続】

- ・三番瀬のラムサール条約登録をめざし、関係団体（漁業者・市民含む）と連携をはかりながら情報収集及び取組の推進体制づくりを行います。（環境政策課）

■ 漁場の再生に向けた関係機関との連携【継続】

- ・千葉県、近隣自治体および漁業関係者と連携し、青潮などの対策について検討します。（環境政策課、環境保全課、農水産課）

■干潟・浅海域への流入水質の改善【継続】

- ・公共下水道の整備や適切な浄化槽の設置ならびに維持管理の指導・啓発、水質汚濁防止法に基づく指導などを推進することにより、干潟・浅海域への流入水質を改善し、汚濁負荷を低減させます。（環境保全課、廃棄物指導課、下水道河川計画課、下水道建設課、下水道施設課）

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・適切な浄化槽の設置および維持管理を行います。（市民、事業者）
- ・油は使い切り、食器や鍋の汚れは拭いてから洗うといった生活排水に関する工夫をします。（市民）
- ・事業活動に伴う排水は適正に処理し、水質の汚濁を防止します。（事業者）
- ・公共下水道の供用が開始されている地域では、なるべく早く下水道に接続します。（市民、事業者）
- ・三番瀬クリーンアップなどの清掃活動に積極的に参加します。（市民、事業者）
- ・干潟・浅海域の利用の際は、生き物を採り過ぎたり、生息場所を荒らしたり、ごみを捨てたりといったことをしないように配慮します。（市民、事業者）
- ・干潟・浅海域の自然を大切にし、漁業体験や講座などのイベントに積極的に参加します。（市民、事業者）★②
- ・地場食材を意識して購入し、地産地消に取り組みます。〈再掲〉（市民）
- ・材料調達の際は、できる限り地元のものを用います。〈再掲〉（事業者）
- ・家庭菜園や敷地内の緑地で、化学農薬の使用を控えます。〈再掲〉（市民、事業者）

MY行動宣言



地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます。

施策①-5 河川の保全と利用



現状及び課題

- 河川および周辺部の清掃・草刈については、市で管理する多自然川づくりの河川が増えるのに伴い、雑草対策などが課題となっています。
- 河川や緑といった自然を活かした水辺空間の創出や利用を推進しています。

取組の方向性

- 多自然川づくりの河川においては、雑草の繁茂など維持管理上における利用者の理解と保全のための意識向上をはかります。
- 多自然川づくりなどを活用した水辺空間の整備を推進して、動植物の生息・生育環境などの形成をはかります。

＜市の取組＞（戦略管理指標：P97）

■ 河川の清掃・草刈〈再掲〉【継続】

- ・ 河川の清掃・草刈を行い、清潔で快適な空間づくりに努めます。また、管理にあたっては、周辺住民などと協力して実施する仕組みや、管理のための支援を検討します。（下水道河川管理課）

■ 自然を活かした水辺の創出と利用の推進【継続】

- ・ 河川改修にあたっては、散策路・管理用通路の整備や人が水辺に近づきやすい河岸の法面整備など親水性にも配慮した整備を進めます。また、水辺でのレクリエーション活動を広報誌などに掲載することにより、水辺としての利用を推進します。（下水道河川計画課、河川整備課）

■ 水辺空間の保全のための意識のさらなる向上【継続】

- ・ 水辺での学習活動など、水辺の利用を通じて水環境への関心を高め、水辺空間の保全のためのさらなる意識の向上をはかります。（環境政策課、環境保全課）

■ 排水の対策と水質汚濁状況の監視【継続】

- ・ 公共下水道整備事業、浄化槽の適切な維持管理の周知、事業所への指導や雨水が直接河川に流れ込まないような雨水浸透施設の整備などを通じ、排水への対策を実施します。（廃棄物指導課、道路維持課、下水道総務課、下水道河川計画課、下水道建設課、河川整備課）
- ・ 水質事故への対応、水質汚濁状況の監視を行います。また、水質汚濁防止法に基づく指導などにより、水質の改善をはかります。（環境保全課）

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・適切な浄化槽の設置および維持管理を行います。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・油は使い切り、食器や鍋の汚れは拭いてから洗うといった生活排水に関する工夫をします。〈再掲〉（市民）
- ・事業活動に伴う排水は適正に処理し、水質の汚濁を防止します。〈再掲〉（事業者）
- ・公共下水道の供用が開始されている地域では、なるべく早く下水道に接続します。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・家庭菜園や敷地内の緑地で、化学農薬の使用を控えます。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・雨水浸透施設の整備や雨水貯留施設を使用した雨水の有効利用に努めます。（市民、事業者）
- ・水辺の緑を大切にし、清掃・草刈などの活動に積極的に参加します。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・河川をレクリエーションなどに利用し、ふれあい、親しみます。（市民、事業者）

MY行動宣言



生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。

施策①-6 公園・緑地の整備



現状及び課題

- 町会・自治会への委託などにより、市民参加による公園管理が進められている一方、公園管理に参加する団体の高齢化により、参加団体数が減少しています。
- OECMに関して、民間などによる自然環境保全に係る取組の促進を通じた生物多様性の保全が世界各国で重要視されてきており、国ではOECM認定制度の創設を検討しています。

取組の方向性

- 郷土種に配慮するなど、地域の野生動植物の生息・生育空間の確保に配慮した公園・緑地の整備を検討します。
- 公園管理に参加する市民・団体への支援を強化し、委託制度改正を検討します。
- 国が進めるOECM認定の動向を注視し、民有緑地を把握します。

<市の取組>（戦略管理指標：P98）

■公園・緑地の計画的な整備・管理【継続】

- ・公園・緑地の計画的な整備に努めます。整備にあたっては、積極的な郷土種の利用に努め、地域の野生の生き物が生息・生育できる空間の確保にも配慮します。また、管理に当たっては、市民の意向をふまえた身近な公園づくり、町会委託制度の充実などにより、市民参加による公園管理について検討します。（公園緑地課）

■条例に基づく緑地の確保【継続】

- ・「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例」や「船橋市環境共生まちづくり条例」などに基づく緑地の確保に努めます。（公園緑地課）

■市民の森などの利用推進【継続】

- ・市民の森などについて、市民への周知をはかり、利用を推進します。（公園緑地課）

■水辺空間・緑地空間の広域的な整備【継続】

- ・水（水辺空間）と緑（緑地空間）のネットワーク化を推進し、生態系における相互作用に配慮しながら、動植物の生息・生育環境の保全に努めます。ネットワーク化にあたっては、これらをつなぐ遊歩道の整備についても併せて検討を進めます。（環境政策課、公園緑地課）

■広域的な整備に向けての関係機関との調整【継続】

- ・水辺空間・緑地空間の広域的な整備に向けて、県などとの調整・検討を進めます。（政策企画課、環境政策課）

■ 散歩道や親水空間の整備【継続】

- ・ 河川や海の特性を活かした散歩道や親水空間の整備を進め、水辺とふれあえる場を増やします。(公園緑地課、河川整備課)

■ 生物多様性保全に資する民有緑地の認定を見据えた取組の推進【新規】★①

- ・ 国が進めるOECM認定の検討もふまえた生物多様性保全に資する民有緑地の把握に努めます。(環境政策課)

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・ ふなばしアンデルセン公園など、公園・緑地を利用し、緑に親しむイベントなどに積極的に参加します。(市民、事業者)
- ・ 公園・緑地の維持管理に参加、協力します。(市民、事業者)
- ・ 樹林地やその周辺の草刈や林縁部での枝打ちなどの草地进行を保全する活動に積極的に参加します。〈再掲〉(市民、事業者)
- ・ 市民の森などの市内に残された貴重な緑地を大切にします。(市民)
- ・ 開発事業などの実施に際しては、緑地空間の整備に配慮します。(事業者)
- ・ 民有緑地の保全を継続し、その情報を市に提供します。(事業者) ★①

MY行動宣言



生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。

コラム

ふなばしアンデルセン公園

市の施設であるふなばしアンデルセン公園は、ワンパク王国、メルヘンの丘、子ども美術館、自然体験、花の城の5つのゾーンから構成されている緑豊かな公園です。

このうち自然体験ゾーンは公園の北西側に位置する既存の樹林地や湿地を活かした、里山の樹林と水辺です。湿生植物が茂る水辺と、その下流の3つに仕切られた棚田（3枚田）の周辺を散策路が巡り、四季折々の里山の自然を体験できます。

<自然体験ゾーン>



棚田では田植えから稲刈までの米作り体験のほか、生き物の観察会などの体験イベントが市民団体との協働で開催されており、人の利用と生物多様性の保全の両立をめざしている事例といえます。

<棚田での田植えの様子>



施策①-7 風致地区の維持・保全



現状及び課題

- 風致地区に関する手続きについて、遵守されていますが、宅地開発などによる樹木の伐採が多くみられます。

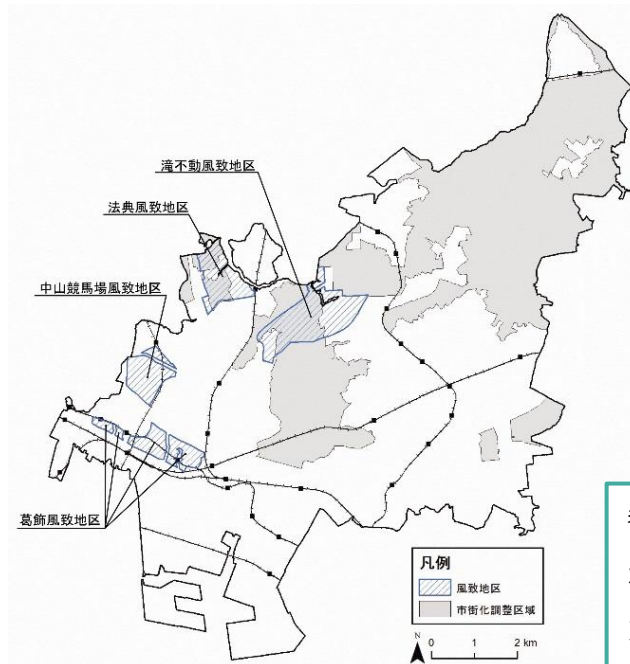
取組の方向性

- 引き続き適正な指導を行います。

<市の取組>

■ 風致地区の維持・保全【継続】

- ・船橋市風致地区条例への理解が浸透するよう、周知を継続します。(公園緑地課)
- ・船橋市風致地区条例による申請確認や許可を行い、風致地区の適正な維持・保全に努めます。(公園緑地課)



風致地区位置図

都市において自然的な要素に富んだ良好な景観を維持し、都市環境の保全を図るため、市内4地区（葛飾・中山競馬場・法典・滝不動）を風致地区に定めています。

<市民および事業者に期待する取組>

- ・船橋市風致地区条例を遵守します。(市民、事業者)

MY行動宣言



生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。

施策①-8 侵略的外来種対策の推進



現状及び課題

- 外来種に対する普及啓発・注意喚起については、市ホームページなどの様々な媒体を通じて情報提供しています。
- 情報提供の効果もあり、セアカゴケグモやアメリカオニアザミなどの外来種に関する通報は年々増加しています。通報内容に応じて、駆除などの適切な対応を実施しています。
- 外来種の中には、カミツキガメのように生息範囲が市域をまたぐ生物もいます。

取組の方向性

- 市民・事業者向けにより詳細で具体的な情報提供を行い、外来種に関するわかりやすい普及啓発を推進します。
- 市民、事業者からの通報などの情報に対して駆除などの適切な対応を引続き行うとともに、通報など情報を整理し、今後の計画的な防除について検討していきます。
- 県、近隣自治体と連携して、外来種対策を実施していきます。

<市の取組>

■ 侵略的外来種の予防・対策の実施【拡充】★①

- ・ 外来種による生態系などへの被害を防止するため、市民・事業者向けに外来種被害予防三原則などわかりやすい情報発信を行い、普及啓発を推進するとともに通報時などには駆除などの適切な対応を実施します。(環境政策課、農水産課)
- ・ 外来種駆除に関するイベントの実施を検討します。(環境政策課)
- ・ 市民、事業者から広く外来種情報を収集し、計画的な防除を視野に入れ、重点的に対策を行う対象種の選定、分布マップ作成などを実施します。(環境政策課)
- ・ 外来種については、近隣自治体との情報共有および連携した対策を講じます。(環境政策課)

<市民および事業者に期待する取組>

- ・ ペット、特に外来種は、飼育管理をきちんと行い、放棄しません。(市民)
- ・ 外来種を産業利用する際には、野外に逃げ出さないように注意し、また原材料などの輸送時に非意図的に外来種を運ぶことのないように注意します。(事業者)
- ・ 外来生物の知識を習得し、目撃情報について情報提供します。
(市民、事業者) ★①
- ・ 外来種を対象とした駆除イベントに参加します。(市民、事業者)

MY行動宣言



生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、
地域や全国の活動に参加します。

コラム

生態系のバランスを崩してしまうおそれのある外来種

もともとはいなかった地域に、ペットや展示用、食用、研究用などとして人によって持ち込まれた生き物のことを「外来種」といいます。外来種の中には、生命力や繁殖力が強く、生態系のバランスを崩したり、人の生命・身体、農林水産業などに被害を及ぼすおそれのあるものがあります。

近年、こうしたおそれのある外来種は、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」として整理され、これまで以上に外来種対策を浸透させるための方策がはかられています。このリストの中でも、「特定外来生物」として外来生物法によって指定された外来種については、飼育、栽培、保管・運搬および輸入が原則禁止されており、野外へ放つことや植えたり蒔いたりすること、譲渡したり引渡しすることなども禁止されています。

船橋市で確認されるようになった特定外来生物には、もともとはペットとして輸入されたアライグマ⁵⁻¹⁾や緑化用の植物として輸入されたオオキンケイギク、輸入飼料への混入などにより国内に侵入したアレチウリなどが該当します。特定外来生物については、2013、2014年度（平成25、26年度）の自然環境調査では見つかっていなかったカミツキガメ、ヒアリが市内でも見つかりました。市ではホームページ^{5-2),5-3)}で市民に情報提供を呼びかけ、駆除を行っています。



オオキンケイギク（特定外来生物）



カミツキガメ（特定外来生物）

外来種による被害を予防するためには、外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を心がけて行動することが大切です。

※本戦略の中では、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に掲載されている種のことを、「生態系等に影響の大きい外来種」と表記しています。

施策①-9 自然環境モニタリングの実施



現状及び課題

- 自然環境調査については、直近の調査が2013、2014年度（平成25、26年度）となっています。
- 指標種を用いたモニタリング調査の対象としては、夏季のセミのぬけがらのみの実施に留まっています。
- 開発行為の抑制などにつながる、生物多様性の保全などに資する情報の可視化については、情報の収集・整理が十分ではありません。

取組の方向性

- 自然環境調査については概ね10年毎での生態系の変化状況を把握するための調査実施を検討します。
- モニタリング調査の実施では、季節に応じた鳥類、昆虫類、植物類のうち12種を指標種（詳細は75ページ）として、市民団体や学校・研究機関との連携による実施を検討します。
- 市内の生態系ネットワークの現状などを把握するため、市内の生物多様性の保全などに資する場所などの把握及びその情報の可視化に努めていきます。

<市の取組>（戦略管理指標：P98）

■ 自然環境調査の実施【継続】★①

- ・ 市内における動植物の分布や生息・生育状況、外来種の侵入状況を把握するために、概ね10年毎に有識者との相談や市民団体・研究機関との連携により、自然環境調査を行います。また、併せて市内の生物多様性の保全などに関する位置情報の把握を検討します。（環境政策課）

■ 指標種を用いたモニタリングの実施【拡充】★①

- ・ 大学などの専門機関と協力し、市内におけるモニタリングを実施します。モニタリングに当たっては、市内小中学校、高校、大学、市民団体、事業者など、多様な主体の参加・連携による継続的モニタリングの計画・実施を検討し、幅広く情報を共有できるように努めます。（環境政策課）
- ・ 地域戦略の施策に応じた、モニタリング対象となる環境や指標種の選定による調査の重点化を検討します。（環境政策課）

■ 生物多様性保全上重要な地域などの情報整備【新規】★①

- ・ 生物多様性ホットスポットマップや生態系ネットワークマップなどの作成による生物多様性保全上重要な地域や生態系ネットワークの保全に資する情報整備に努めます。（環境政策課）

<市民および事業者に期待する取組>

- ・ 指標種のモニタリング調査に積極的に参加します。（市民、事業者）★①
- ・ 重要種などの発見情報について、市に提供します。（市民、事業者）

MY行動宣言



生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。

地域の環境の状況をあらわす指標種

生息・生育できる環境条件が限られている生きものを指標種として継続的に調べることで、周辺の環境の変化も知ることができます。船橋市では、市内に生息・生育する身近な生きものを指標種として、市民参加型のモニタリング調査を実施していきます。また、外来種についても生息・生育状況を把握していきます。

【春】



カントウタンポポ



ツバメ



ニホンアカガエル

【夏】



ヤマユリ



コゲラ



セミ類

【秋】



ススキ



モズ



アキアカネ

【冬】



ホトケノザ



ミヤコドリ



オオカマキリの卵

※指標種については、専門機関、関係団体からのご意見などにより変更することがあります。

【外来種】



オオキンケイギク



アカミミガメ



アライグマ

② 生き物を育む水循環の確保

施策②-1 水量の確保・地下水涵養の促進



現状及び課題

- 近年では、地球温暖化が一因とされる気候変動による豪雨災害が頻繁化・激甚化しています。
- 水源涵養機能を持つ樹林地を維持・保全するための施策の実施面積が基準年度よりも減少しています。

取組の方向性

- 水害対策の一環ともなる流域全体を捉えた雨水活用の取組を進めるため、公共下水道接続時の指導や補助金制度による雨水浸透ますなどの設置促進について、さらに向上させる動機づけについて検討する必要があります。
- 水源涵養機能を持つ樹林地を維持・保全するための取組が必要です。

<市の取組>（戦略管理指標：P98）

■ 樹林や農地、雨水浸透施設の整備などによる雨水浸透の促進【継続】

- ・水源涵養機能を持つ、樹林や農地の保全、市街地における雨水浸透施設（透水性舗装など）の整備や、雨水浸透ますの設置を支援し、雨水の浸透を促進、地下水の涵養をはかります。また、樹林地の維持管理については、所有者の負担を軽減する方策について検討します。

（農水産課、公園緑地課、道路維持課、下水道河川管理課）

■ 地下水採取の規制【継続】

- ・地盤沈下の防止を目的として、千葉県環境保全条例及び船橋市環境保全条例に基づき、地下水採取の規制を継続します。（環境保全課）

■ 水資源の保全の促進【継続】

- ・雨水貯留施設を使用した雨水の有効利用などを通じて、水資源の保全を促進します。（下水道河川管理課）

<市民および事業者に期待する取組>

- ・雨水浸透施設の整備や雨水貯留施設を使用した雨水の有効利用に努めます。
〈再掲〉（市民、事業者）
- ・所有敷地内に樹木を植えたり、砂地や草地などにして雨水が地中にしみこむようにします。（市民、事業者）
- ・農地の保全に協力します。（事業者）

- ・地下水の採取にあたっては節水に努めます。(市民、事業者)
- ・地下水の湧出を伴う掘削工事を行う際は、周辺の地盤および地下水位に影響がないよう努めます。(事業者)

MY行動宣言



生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、
地域や全国の活動に参加します。

施策②-2 水質等の保全



現状及び課題

- 河川の水質が改善傾向にある一方で、海域は富栄養化の状態が続いており、干潟保全の面からも水環境の保全が課題です。
- 河川の水質の環境基準達成率は目標年度の目標値を達成しており、公共下水道普及率は中間年度目標を達成しています。
- 近年世界的な問題となっている海洋プラスチックごみについて、大学や研究機関などと連携して調査を実施しています。

取組の方向性

- 引き続き排水対策に取組むとともに、河川・海域の水質改善・維持をはかり、良好な水環境を保全します。
- 海洋プラスチックごみの調査を継続し、その結果をもとに対策を検討していきます。

＜市の取組＞（戦略管理指標：P99）

■ 排水の対策と水質汚濁状況の監視〈再掲〉【継続】

- ・ 公共下水道整備事業、浄化槽の適切な維持管理の周知、事業所への指導や雨水が直接河川に流れ込まないような雨水浸透施設の整備などを通じ、排水への対策を実施します。（廃棄物指導課、道路維持課、下水道総務課、下水道河川計画課、下水道建設課、河川整備課）
- ・ 水質事故への対応、水質汚濁状況の監視を行います。また、水質汚濁防止法に基づく指導などにより、水質の改善をはかります。（環境保全課）

■ 有害物質の地下浸透禁止の指導【継続】

- ・ 有害物質の地下浸透禁止の徹底について指導します。（環境保全課、廃棄物指導課）

■ 干潟・浅海域への流入水質の改善〈再掲〉【継続】

- ・ 公共下水道の整備や適切な浄化槽の設置ならびに維持管理の指導・啓発、水質汚濁防止法に基づく指導などを推進することにより、干潟・浅海域への流入水質を改善し、汚濁負荷を低減させます。

（環境保全課、廃棄物指導課、下水道河川計画課、下水道建設課、下水道施設課）

■ 産学官連携による海洋プラスチックごみの発生源調査及び発生抑制策の検討【新規】

- ・ 大学や研究機関と連携し、海洋プラスチックごみの発生起源を分析し、その分析結果をもとに効果的な発生抑制策を検討します。（環境政策課、環境保全課）

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・適切な浄化槽の設置および維持管理を行います。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・油は使い切り、食器や鍋の汚れは拭いてから洗うといった生活排水に関する工夫をします。〈再掲〉（市民）
- ・事業活動に伴う排水は適正に処理し、水質の汚濁を防止します。〈再掲〉（事業者）
- ・公共下水道の供用が開始されている地域では、なるべく早く下水道に接続します。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・家庭菜園や敷地内の緑地で、化学農薬の使用を控えます。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・雨水浸透施設の整備や雨水貯留施設を使用した雨水の有効利用に努めます。〈再掲〉（市民、事業者）
- ・有害物質が土壌や河川に流出しないようにします。（事業者）
- ・土砂などにより埋立てなどを行う場合は、土砂条例の安全基準を守ります。（事業者）
- ・プラスチックを海や川へ流さないようにします。（市民、事業者）

MY行動宣言



生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します。

③ 生物多様性を活かした取組の推進

施策③-1 生物多様性と文化のつながりの継承



現状及び課題

- 生物多様性が芸術文化の直接的なテーマとなりづらく、可視化された事業の実施が難しい側面があります。
- 文化財の保存や指定、自然環境の保全はそれぞれ別の施策で取組まれてきましたが、個別に存在するのではなく隣り合いあるいは関連しあって存在することが多いです。

取組の方向性

- 地域の伝統的な生活様式や祭事、文化財などと生物多様性のつながりについて整理し、普及啓発を行います。
- 自然と文化はつながりあって存在する場合が多いことから、両者を一体的に捉え、分野横断的に保全する視点を取り入れた取組を検討します。

<市の取組>（戦略管理指標：P100）

■ 生物多様性に関連した文化芸術活動の振興【継続】

- ・ 生物多様性に関連した文化芸術活動の振興を行います。（文化課）

■ 生物多様性に関する文化財の保存と指定【継続】

- ・ 市内の生物多様性に関する文化財の適正な保存に努めます。また、市内の文化財の調査を進め、貴重な文化財については新たに指定します。（文化課）

■ 文化財継承に向けた意識の高揚【継続】

- ・ 各地域に伝わる文化財と生物多様性の関係性から、昔から船橋市が生物多様性の恩恵を受けてきたことを伝え、生物多様性に関連する文化財への関心を高め、将来への継承に向けた意識の高揚を図ります。（文化課）

■ 博物館・資料館などの充実【継続】

- ・ 博物館・資料館などの充実により、地域の歴史や文化、伝統行事などについて紹介し、それらと生物多様性の関係について、デジタル技術の活用も含めて知る機会の拡充をはかります。（郷土資料館、飛ノ台史跡公園博物館）

<市民および事業者に期待する取組>

- ・ 生物多様性に関する文化や歴史、芸術について知り、守り、伝え、次の世代に引き継ぎます。（市民、事業者）

MY行動宣言



自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで**伝えます**。

施策③-2 生物多様性を活用した まちづくりの推進



現状及び課題

- 土地利用の変化を起こす工事において、自主的な生物多様性への配慮を促すための生物多様性への配慮指針（チェックリスト）の策定については、専門的な知識が必要となります。
- 気候変動緩和策、気候変動適応策として河川、干潟や緑地・農地（耕作放棄地を含む）などが持つ温室効果ガスの吸収・固定、浸透効果をはじめとする多面的機能の評価・利活用をはかり（自然を活用した解決策（NbS））、自然の恵みの持続的な活用を推進する必要があります。
- まちの中の緑の創出や維持管理について、公共施設においては維持管理に費用が嵩む場合があります。
- 社会経済活動のための開発などと自然の調和をはかり、生物多様性の恵みを感じられる身近な緑を守り育てる必要があります。

取組の方向性

- 事業者の生物多様性へ配慮した取組を推進するため、専門的な知識を有する有識者と連携しながら、事業者の生物多様性へ配慮した自発的な取組を促す仕組みを検討します。
- 多面的機能を有するグリーンインフラに関する最新動向を継続的に把握するとともに、グリーンインフラの活用にあつていきます。
- まちの中の緑の維持管理に係る費用負担を軽減できる方法を検討します。また、市民への助成や啓発について、より効果の高い方法を柔軟に検討します。
- 身近に残る自然を守るため、自然環境に配慮した開発指導を実施するとともに、公共施設、宅地、事業所などの市街地での緑のカーテンの普及推進、屋上・壁面緑化の誘導といった緑化の推進をはかります。

<市の取組>（戦略管理指標：P100）

■ 生物多様性への配慮指針（チェックリスト）の策定【拡充】★③

- ・土地利用の変化を起こす工事において、自主的な生物多様性への配慮を促すための指針（チェックリスト）及びその運用方法について、専門的な知識を有する有識者と連携しながら、検討を行います。（環境政策課）
- ・生物多様性ホットスポットマップや生態系ネットワークマップを活用した生物多様性配慮の緑化ガイドライン（地域の生態系の特徴に応じた緑化の手法）設定を検討します。（環境政策課）

■ 開発指導の実施【継続】

- ・環境共生まちづくり条例により、自然環境に配慮した開発指導を行います。（都市計画課）

■ **グリーンインフラの考え方に立ったインフラ整備のあり方に関する検討【継続】**

- ・生物多様性の保全や水循環の確保、温暖化対策、レクリエーションなどを兼ね備えたグリーンインフラの考え方に立ったインフラ整備のあり方について、国内外の事例を参考にしつつ、市民や大学などの研究機関、関係各課などとの連携を通じて検討します。（環境政策課）

■ **グリーンインフラの防災・減災やまちづくり等への活用【新規】**

- ・グリーンインフラの多面的機能を防災・減災やあたらしいまちづくりへ活用又は導入することを検討します。（政策企画課、公園緑地課、下水道河川管理課）

■ **生物多様性を活用した温暖化対策の推進【拡充】**

- ・地球温暖化対策推進のため、森林と緑地の保全と整備、公共施設内の緑地保全および道路沿道の緑化などを推進します。
（環境政策課、農水産課、公園緑地課、道路維持課、施設課）
- ・農地などの管理で発生する剪定枝などのバイオマス燃料としての活用推進を検討します。（農水産課）

■ **まちの中の緑の創出【継続】**

- ・公園や緑地の整備、道路の緑化を進めます。また、雨水浸透へ配慮するなど周囲の自然環境とのつながりを意識した植樹、花壇の整備などにより、市街地部に花や緑を増やします。市民への助成や啓発については、より効果の高い方法を柔軟に検討します。（公園緑地課、道路維持課）

■ **生物多様性配慮に関する身近でわかりやすい手引き等の作成【新規】★②**

- ・身近なところでもできる生物多様性配慮の事例集や手引きなどを作成します。
（環境政策課）

■ **生物多様性を活用した観光の振興【継続】**

- ・生物多様性を活用した観光の振興をはかります。（商工振興課、公園緑地課）

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・生物多様性に関する、配慮指針（チェックリスト）や緑化ガイドラインを活用して、生物多様性の保全及び持続可能な利用に努めます。（事業者）★③
- ・樹木の植栽や花壇の整備など、緑化に取り組みます。（市民、事業者）
- ・緑のカーテンやふれあい花壇などの取組に積極的に参加します。（市民、事業者）
- ・身近でわかりやすい手引きなどを参考に、生物多様性に配慮した取組を実施します。（市民、事業者）

MY行動宣言



生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、
地域や全国の活動に参加します。

(2)「戦略への参画・連携等の促進」に関する取組

④ 普及啓発・環境教育の推進

施策④-1 環境学習機会の拡充



現状及び課題

- 市民や事業者が実践できる環境配慮行動や生物多様性保全の取組を促進するため、引き続き市民・事業者などの意識醸成をめざし、環境学習機会を拡充させる必要があります。

取組の方向性

- 広報ふなばしや環境新聞への情報提供継続のほか、関心を持たれるようわかりやすく情報提供するとともに、情報発信の媒体を拡大します。
- イベントや情報発信、利用者アンケートなどを通じて環境学習館の利用推進に向けた取組を行います。
- 環境学習館の広報に努めるとともに、食などの船橋市の地域資源を活かした環境学習をより推進していきます。

<市の取組>（戦略管理指標：P101）

■ 生物多様性についての学習機会の増加【拡充】★②

- ・環境フェアなどのイベントや市民の学習会や研修会への講師の派遣、公民館事業における環境に関する講座の実施により、日常生活と生物多様性の関わりや保全の必要性、持続可能な利用について学べる機会を増やし、参加を促します。また、イベントのオンライン配信やオンライン講座の実施について検討します。
（環境政策課、クリーン推進課、公園緑地課、公民館）

■ 年齢や学習段階に応じた環境教育の推進【継続】

- ・小中学校などにおいて、年齢や学習段階に応じた生物多様性に関する環境教育の推進を支援します。（指導課）

■ 生物多様性配慮に関する身近でわかりやすい手引き等の作成〈再掲〉【新規】★②

- ・身近なところでもできる生物多様性配慮の事例集や手引きなどを作成します。
（環境政策課）

■ 家庭における関心・意識の向上【継続】

- ・家庭においても、生物多様性への関心や意識が向上するような取組を推進します。
（環境政策課、指導課）

■ 環境情報の提供【拡充】★②

- ・市民や事業者の目に留まる機会を増やすため、商業施設や駅での情報発信、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を利用した情報提供などを行います。
(環境政策課、クリーン推進課、公園緑地課)

■ 学校等でのビオトープ創りの支援【継続】

- ・身近に自然を体験できる場所として、学校などでのビオトープ創りを支援します。
(指導課)

■ 自然にふれあうことのできる場所の維持・整備の推進【継続】

- ・野外レクリエーション施設などの自然にふれあうことのできる場所の維持・整備を進めるとともに、散歩道の整備などにより、自然を体験できるネットワークの形成をはかります。(公園緑地課)

■ 自然性の高い地域を緑地や市民の森として整備【継続】

- ・自然性の高い地域を緑地や市民の森として整備し、森林浴・バードウォッチングなど自然とふれあえる場として提供します。(公園緑地課)

■ 農業体験の場の整備〈再掲〉【継続】★②

- ・耕作放棄地をふるさと農園や学童農園として活用するなど、農業を体験できる場として整備し、農業への理解を深めると共に、耕作放棄地の解消をはかります。
(農水産課)

■ ふなばし三番瀬海浜公園の利用の推進【継続】★②

- ・ふなばし三番瀬海浜公園を活用し、海や海洋生物、鳥などの自然と親しみ、自然を学び、憩える場としての利用の推進をはかります。
(環境政策課、商工振興課、公園緑地課)

■ ふなばし三番瀬環境学習館での学習【拡充】★②

- ・三番瀬環境学習館において、貴重な干潟である三番瀬などの地域資源を活かした環境についての学びをオンラインも活用して推進し、環境意識の醸成をはかります。(環境政策課)

■ 自然とふれあう機会の増加【継続】

- ・自然観察会や自然散策会などの各種体験イベントを開催し、広くPRを行うことで、自然に関する体験学習の機会や、レクリエーションの機会を増加させます。
(環境政策課、商工振興課、公園緑地課、公民館)

■ 三番瀬や漁業への理解の促進【継続】★②

- ・東京湾の貴重な干潟になっている三番瀬で行われている海苔養殖やアサリの生産などの漁業の講座や漁業体験などを通じて、市民の三番瀬や漁業への理解の促進をはかります。(農水産課)

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・自然観察会や環境学習講座などの体験・学習イベントへ積極的に参加します。
(市民) ★②
- ・事業所内外において、従業員や地域の市民などが生物多様性について学ぶことができる機会を設けるように努めます。(事業者) ★②
- ・オンラインで開催される生物多様性に関連した講座などに参加します。(市民)
- ・生物多様性に関する情報の受発信を積極的に行います。(市民、事業者) ★②
- ・身近でわかりやすい手引きなどを参考に、生物多様性に配慮した取組を実施します。〈再掲〉(市民、事業者)
- ・地域の住民や子どもたちに向けた生物多様性に関する普及啓発活動を実施します。
(市民) ★②
- ・県内外の施設やふなばし三番瀬環境学習館とふなばし三番瀬海浜公園を生物多様性の学習の機会に積極的に用います。(市民、事業者) ★②
- ・漁業体験イベントに積極的に参加し、漁業と生物多様性の関係を学び、理解を深めます。(市民) ★②
- ・自然の価値や役割に理解を深め、漁業体験実施の協力などの生物多様性保全に向けた活動に積極的に協力します。(事業者) ★②

MY行動宣言



自然の中へ出かけ、動物園、水族館や植物園などを訪ね、
自然や生きものにふれます。

施策④-2 人材育成の実施



現状及び課題

- 環境学習の講座、自然観察会、環境イベントが開催されており、多くの市民が参加するとともに、講師として環境ボランティアが参画していますが、人材の高齢化により次世代の担い手の不足が懸念されます。

取組の方向性

- ふなばしエコカレッジの開講や事業者向けの環境学習などを通じて、地域・職場における環境リーダーを育成します。また、地域における環境保全の担い手として、これらの人材の地域参画を促す取組を検討します。
- 市民団体などとの協働による講座・イベントの開催のしくみづくりを検討します。

＜市の取組＞（戦略管理指標：P102）

■人材育成の実施【継続】

- ・市民・団体・事業者に対して、生物多様性の取組を促進するための人材育成を実施します。（環境政策課）

■ふなばしエコカレッジの開講【拡充】★③

- ・ふなばしエコカレッジを開講し、生物多様性に関する取組の後継者やリーダーを育成し、将来に向けた継続的な活動を促します。令和5年度の本格的な実施をめざし、運営にあたっては市民団体と協働し、エコカレッジ卒業生が生物多様性保全活動に参加できるよう支援を行います。（環境政策課）

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・リーダー養成研修や事業者向けのセミナーなどに参加し、生物多様性に関する活動におけるリーダーとなれるように努めます。（市民、事業者）
- ・ふなばしエコカレッジに積極的に参加します。（市民）★③

MY行動宣言



自然の中へ出かけ、動物園、水族館や植物園などを訪ね、自然や生きものにふれます。

⑤ 多様な主体の取組の推進

施策⑤-1 多様な主体の取組の支援



現状及び課題

- 市民が自らの手で実行できる行動の推進については、環境イベントや環境新聞、広報、市ホームページ、市提供アプリなど様々な媒体を利用し情報提供しています。
- 多様な主体の支援・活性化については、市民団体の高齢化に伴い、環境イベントなどに関わる団体の減少が懸念されます。
- 事業者を対象とした生物多様性に関する普及啓発については、情報収集を実施している段階ですが、専門的知識や広報が必要となります。
- こどもエコクラブ（※）の登録数が減少傾向にあります。

※幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブで、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の輪を広げることを目的に、それぞれのクラブが身近な環境活動に取り組んでいます。

取組の方向性

- より多くの市民にとってわかりやすい情報提供のあり方、広報手段のあり方を検討します。
- 市民団体に加えて事業者の参画を促進する方策を検討するとともに、各主体による生物多様性の優れた活動を周知し、活動のすそ野を広げていく取組についても検討します。
- 事業者を対象に普及啓発を行い、生物多様性とビジネスの好循環をめざします。また、多様な主体との協力体制を構築し、取組を推進します。
- 市内の小中学校やこどもエコクラブなどへの環境イベントなどの周知のほか、子供たちが生物多様性に関心を持つきっかけとなる事業を継続して検討・実施していきます。

<市の取組>（戦略管理指標：P102）

■ 市民が自らの手で実行できる行動の推進【継続】

- ・ 外来種の駆除など、市民が自らの手で実行できる生物多様性に関する取組について、広報紙やホームページ、イベントでの動画による情報提供などを行います。（環境政策課）

■ 多様な主体の支援・活性化【継続】

- ・ 地域における生物多様性に関する取組を推進する市民・団体・事業者などの支援・活性化をはかります。（環境政策課）

■ **取組の実施者に対する表彰・取組の紹介【継続】**

- ・生物多様性に関する取組の実施者に対する表彰や環境新聞などで取組みを紹介し、持続的な活動を促進します。(環境政策課)

■ **情報の提供、交流の場、作業の場の提供の継続・拡大【継続】**

- ・市民活動サポートセンターにおいて、市民の生物多様性に関する情報の提供、交流の場、作業の場の提供を継続・拡大します。(市民協働課)

■ **事業者を対象とした生物多様性に関する普及啓発【継続】 ★②**

- ・市内に事業所をもつ事業者を対象とした生物多様性に関する普及啓発の機会を設けます。また、普及啓発にあたっては、他自治体の事例研究や専門的な知識を有する有識者や教育・研究機関、市民団体などとの協力体制の構築をはかります。(環境政策課)

■ **生物多様性保全に資する民有緑地の認定を見据えた取組の推進〈再掲〉【新規】**

- ・国が進めるOECM認定の検討も踏まえた生物多様性保全に資する民有緑地の把握に努めます。(環境政策課)

■ **子どもたちの取組の推進・支援【継続】**

- ・こどもエコクラブなど子どもたちの生物多様性に関する取組を推進・支援します。(環境政策課)

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・エコラベルの付いた認証商品を選んで買います。(市民)
- ・エコラベルの付いた認証商品の取り扱いを推進します。(事業者)
- ・こどもエコクラブに登録し、生物多様性に関する取組を実施します。(市民)
- ・生物多様性に関する情報の受発信を積極的に行います。〈再掲〉
(市民、事業者) ★②
- ・自然観察会や環境学習講座などの体験・学習イベントに積極的に参加します。
〈再掲〉(市民、事業者) ★②
- ・オンラインで開催される生物多様性に関連した講座などに参加します。〈再掲〉
(市民)
- ・自然環境モニタリングや保全といった生物多様性に関する取組に積極的に参加します。(市民、事業者)
- ・清掃や緑化といった環境ボランティア活動に積極的に参加します。(市民、事業者)
- ・事業活動に生物多様性の保全と持続可能な利用の視点を取り入れます。
(事業者) ★③

MY行動宣言



エコラベルなどが付いた環境に優しい商品を選んで買います。

施策⑤-2 多様な主体の連携の促進



現状及び課題

- ふなばし三番瀬環境学習館に生物多様性情報室を設置し情報発信をしていますが、活動に取り組む団体同士の情報交換が不十分であり、情報室の利用者数も増加していません。
- 生物多様性に関する活動に取り組む団体同士、あるいは市民や事業者と市民団体との交流機会を通じて活動に対する相互の理解を深めることで、様々な主体のパートナーシップを醸成し、協働の取組につなげていく必要があります。
- 生物多様性保全の取組は、気候変動緩和・適応、公衆衛生や健康づくり、福祉などにも寄与するため、分野横断的な取組として推進する必要があります。

取組の方向性

- 生物多様性情報室については、関連部署と広報など連携し、市民団体の利用を促進します。また、市民の情報室の利用を促進するために、取組を実施します。
- 協働を推進するしくみとして、市民力発見サイトの利活用促進のほか、市民団体や事業者、教育・研究機関、土地所有者などとの連携を支援する取組を検討します。
- 生物多様性保全の取組と相乗効果のある取組について、分野を超えて協調していくことを検討します。

＜市の取組＞（戦略管理指標：P102）

■ 市民や団体をつなぐコーディネート実施の検討【拡充】★③

- ・ 市民活動サポートセンターにおいて、市が収集した情報を基に、生物多様性に関する取組に興味を持つ市民や団体をつなぐコーディネート機能を持たせることについて検討します。また、「ふなばし市民力発見サイト」を活用した、市民や団体同士の生物多様性に関する活動の情報や人材の交流促進、市の助成金などの活動支援情報の積極的発信に取り組みます。（市民協働課）

■ 地域コミュニティの活性化の推進【継続】

- ・ 町内会などの地域社会が健全に機能している地域は、住民の環境保全に対する意識が高く、ごみのリサイクルや地域の環境保全活動も活発に行われている傾向があることから、一人ひとりの自発的な環境保全への取組を推進するため、地域社会におけるコミュニケーションをはかり、地域コミュニティの活性化に寄与します。（環境政策課、クリーン推進課）

■ 多様な主体との連携による広域的な取組の推進【拡充】

- ・ 河川に関する課題や東京湾全体の問題である青潮など、広範囲な取組が必要とされる課題については、国や県、近隣市、事業者、団体、大学、関係機関などと積極的に情報交換をしながら協力体制を形成し、有効な取組を推進します。（環境政策課）

- ・外来種については、近隣自治体との情報共有および連携した対策を講じます。

〈再掲〉（環境政策課）

■ **生物多様性情報室における連携の促進【継続】** ★③

- ・市民団体への生物多様性情報室の周知をはかるために、関連部署と連携した広報を実施します。また、多様な主体の連携を促進するため、生物多様性情報室の利用を促進するための取組を実施します。（環境政策課）

＜市民および事業者に期待する取組＞

- ・多様な主体と交流を持ち、連携を行いながら生物多様性に関するイベントを実施するといった取組を進めます。（市民、事業者）
- ・環境フェアなどのイベントに参加・出展します。（市民、事業者）
- ・「ふなばし市民力発見サイト」を活用し、市民団体などが行っている生物多様性に関する活動に参加します。（市民） ★③
- ・実施している生物多様性に関する取組を積極的に発信します。
（市民、事業者） ★①
- ・生物多様性情報室を積極的に利用します。（市民、事業者）

MY行動宣言



自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで**伝えます**。

(3) リーディングプロジェクト

今までの第 5 章においては、第 4 章で示した長期的な目標を達成するために、市が実施する基本的な施策及び市民・事業者に期待する取組を網羅的に示してきました。これらの施策及び取組はどれも、長期的な目標を達成するために着実に実施する必要がありますが、現行戦略の進捗をかんがみた長期目標年までにおける今後 5 年間の位置づけや改定方針を考慮し、今後 5 年間、特に重点的に進めていく施策・取組を 3 つのリーディングプロジェクトとして設定します。これらのプロジェクトを市民・事業者・市が進めていくことで、次期生物多様性ふなばし戦略を策定する際に新たなステップに進む足掛かりとしていきます。

リーディングプロジェクト①

「船橋の自然の情報を集めよう！見える化しよう！」プロジェクト

船橋市の生物多様性の状況を把握し、生物多様性の取組検討の基礎資料として活用できるよう、市民、市民団体、事業者、研究機関などと連携した自然環境調査、指標種のモニタリング調査を実施します。調査した情報を蓄積し、マップなどわかりやすく活用しやすいかたちで整理します。

(改定前の戦略の重点的な取組①指標種を用いたモニタリングの実施を拡充)



リーディングプロジェクト②

「生物多様性の大切さを学ぼう！」プロジェクト

ふなばし三番瀬環境学習館、ふなばし三番瀬海浜公園を活用した生物多様性の学習を推進するほか、農業・漁業体験の推進、事業所における生物多様性の学習の推進、学校給食での地元食材を活用した食育などを通じて、生物多様性の大切さやくらしとのかかわりへの理解を深め、生物多様性の保全や持続的な利用の取組につなげていきます。

(改定前の戦略の重点的な取組③ ふなばし三番瀬環境学習館での学習)

改定前の戦略の重点的な取組⑤ 事業者を対象とした生物多様性に関する普及啓発を統合・拡充)



リーディングプロジェクト③

「生物多様性へ配慮するための仕組みづくり」プロジェクト

ふなばしエコカレッジを通して生物多様性に関する取組の後継者やリーダーを育成し、将来に向けた持続的な活動を推進します。市民や市民団体、事業者など多様な主体が連携しながらそれぞれの生物多様性の取組を進めていけるよう、「ふなばし市民力発見サイト」の活用や生物多様性への配慮指針（チェックリスト）などのツールの整備を進めます。

(改定前の戦略の重点的な取組② 生物多様性への配慮指針（チェックリスト）の策定)

改定前の戦略の重点的な取組④ ふなばしエコカレッジの新設 を統合・拡充)



リーディングプロジェクト①

「船橋の自然の情報を集めよう！見える化しよう！」プロジェクト

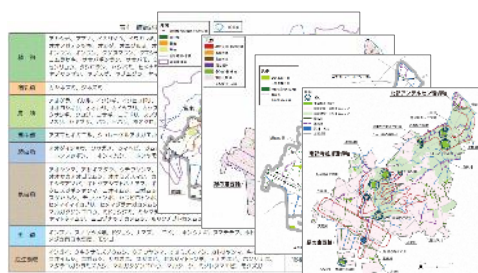
市の生物多様性の現状がどのようなになっているかを把握することがどのような取組を実施していけばよいかを検討することのスタートとなります。このプロジェクトでは、船橋の自然がどのような状態かの情報を集め、蓄積し、それを見える化します。どのような取組が必要かを考えるための基礎資料となるだけでなく、市民・事業者などの自発的な行動を促すきっかけになると考えられます。

また、この情報の蓄積は、近年特に注目されている地球温暖化に関して、地球温暖化による自然環境の変化をとらえるためにも役立ち、気候変動適応策を考える上での基礎資料となるとともに、緑地の配置などの情報は気候変動緩和に関する基礎的な資料ともなると考えられます。

取組の主体	取組の内容
市 民 市民団体	○指標種のモニタリング調査に協力して、情報提供します。 ○外来生物の知識を習得し、目撃情報について情報提供します。 ○活動内容や成果を積極的に発信します。
事業者	○指標種のモニタリング調査に協力して、情報提供します。 ○事業所の生物多様性に関わる取組を積極的に発信します。 ○民有緑地の保全を継続し、その情報を市に提供します。 ○外来生物の知識を習得し、目撃情報について情報提供します。
市	○自然環境調査については、概ね 10 年毎に有識者との相談や市民団体・研究機関との連携を視野にいれて、実施を検討します。 ○研究機関と連携し、指標種を選定するとともに、市内小中学校、高校、大学、市民団体、事業者など、多様な主体の参加・連携による継続的なモニタリングの計画・実施及びその結果を共有できるように努めます。 ○生物多様性ホットスポットマップや生態系ネットワークマップなどの作成による生物多様性保全上重要な地域や生態系ネットワークの保全に資する情報整備に努めます。 ○国が進める OECM 認定の検討も踏まえた生物多様性保全に資する民有緑地の把握に努めます。 ○外来種については、重点的に対策を行う対象種の選定、分布マップ作成などを行います。



市民参加の指標種モニタリング調査



自然環境情報の蓄積・見える化と活用

リーディングプロジェクト②

「生物多様性の大切さを学ぼう！」プロジェクト

「生物多様性」はややもすればわかりづらいことばであり、その認知度も高いとはいえません。生物多様性について認識を深めることが、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で、生物多様性の保全及び持続可能な利用に主体的に取り組んでいくことにつながっていきます。

船橋市には、都市部にありながら北部の樹林地や農地、多数の河川、貴重な干潟を残す三番瀬といった身近に触れ合える自然が多くあり、また、環境学習施設としてふなばし三番瀬環境学習館があります。

一方、本市では、東京近郊でありながら、農業・漁業が盛んであり、大規模な食品コンビナートが立地するなど「食」は本市の産業にとって重要な位置づけにあります。自然からの恵みである「食」は日常生活や社会経済活動と生物多様性を結びつける大切なキーワードの一つであるため、「食」を切り口とした生物多様性の意識啓発にも取り組んでいます。

取組の主体	取組の内容
市民 市民団体	○農業や漁業体験イベントに積極的に参加し、農業と漁業の生物多様性の関係を学び、理解を深めます。 ○自然観察会や環境学習講座などの体験・学習イベントに積極的に参加します。 ○地域の住民や子供達に向けた情報の受発信を積極的に行います。 ○県内外の施設やふなばし三番瀬環境学習館とふなばし三番瀬海浜公園を生物多様性の学習機会に積極的に活用します。
事業者	○事業所内外において、従業員や地域の市民などが生物多様性について学ぶことができる機会を設けるように努めます。 ○生物多様性に関する情報の受発信を積極的に行います。 ○自然の価値や役割に理解を深め、農業体験・漁業体験実施の協力などの生物多様性保全に向けた活動に積極的に協力します。
市	○学校給食で地元食材の提供などを通じた食育を推進します。 ○農業体験の場の整備や農業・漁業体験イベントを開催します。 ○生物多様性についての学習機会や環境情報の発信機会の増加に取り組めます。 ○ふなばし三番瀬環境学習館とふなばし三番瀬海浜公園を活用して、生物多様性に関する学びを推進します。 ○市内に事業所を持つ事業者を対象とした生物多様性に関する普及啓発の機会を設けます。 ○生物多様性配慮に関する手引きを作成し、市民や事業者の取組をサポートします。



体験・学習イベント開催
船橋市 HP より



農産物情報の積極的発信
船橋市農業振興計画より



小学校給食での「千産千消」
船橋市立金杉小学校 HP より

リーディングプロジェクト③

「生物多様性へ配慮するための仕組みづくり」プロジェクト

リーディングプロジェクト①で得た生物多様性に関する情報とリーディングプロジェクト②で高まった生物多様性への認識を、生物多様性の保全と持続可能な利用に効果的に発揮していくには、そのための仕組みが必要となります。

市民、市民団体、事業者、市それぞれの持ち味を活かしてできることを行いながら、相互の連携を高める取組を展開し、情報や人材、場所、機会などを共有し協力し合うことによって、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する様々な取組を、より効果的かつ継続的に進めていくことができると考えられます。

取組の主体	取組の内容
市 民	○ふなばしエコカレッジ（以下、エコカレッジとする）に積極的に参加します。 ○「ふなばし市民力発見サイト」などの情報媒体を活用して、積極的に生物多様性保全に通じる活動に参加します。
市民団体	○エコカレッジの市との協働運営に携わります。 ○エコカレッジの卒業生の体験入団を受け入れます。 ○「ふなばし市民力発見サイト」や生物多様性情報室などの情報発信・共有の場を用いて、市民の活動への参加促進や団体・事業者同士の連携を進めます。
事業者	○生物多様性に関する配慮指針（チェックリスト）や緑化ガイドラインを活用して、生物多様性の保全及び持続可能な利用に努めます。 ○事業活動に生物多様性の保全と持続可能な利用の視点を取り入れます。 ○「ふなばし市民力発見サイト」や生物多様性情報室などの情報発信・共有の場を用いて、活動紹介や団体・事業者同士の連携を進めます。
市	○生物多様性に関する取組の後継者やリーダーを育成し、将来に向けた継続的な活動を促すために、エコカレッジを開講し、市民団体と協働で運営します。 ○エコカレッジ卒業生が生物多様性保全活動に参加できるよう支援を行います。 ○「ふなばし市民力発見サイト」や生物多様性情報室などの情報発信・共有の場を充実させ、市民団体や事業者などの活動紹介と横断的連携を推進します。 ○事業者の自主的な生物多様性への配慮を促す、土地利用変化を起こす工事における配慮指針や地域の生態系の特徴に応じた緑化ガイドラインを作成します。



ふなばし市民力発見サイトの活用



生物多様性情報室での事業者の取組情報の発信
船橋市 HP より

(4) 戦略管理指標

市が進めていく取組は、以下に示すように中間年度と目標年度で数値目標を定め、進捗状況を定期的に点検・評価していきます。

また、施策を進めていく中で、ここで示す戦略管理指標が長期的な目標の達成に向けて適切な指標となっているか検討を行うとともに、数値化による点検・評価が可能な取組については新たな戦略管理指標を設定します。

なお、戦略管理指標には、施策の成果だけでなく、様々な要因によって変動する「状態指標」（例：全窒素の環境基準達成率など）と施策の成果が主な変動要因となる「目標指標」（例：イベントの来場者数など）があります。

戦略管理指標	担当課	基準値 (2015 年度) (平成 27 年度)	現状値 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標値	
				中間年度 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標年度 (2026 年度) (令和 8 年度)
①-1 樹林地の保全と利用					
○都市緑地や市民の森、指定樹林などの保全施策を実施している面積を増加させます。					
【目標指標】 樹林地を維持・保全するための施策の実施面積	公園緑地課	206ha (平成 25 年度) ★1	194ha	216ha	226ha (令和 7 年度)
★1「船橋市緑の基本計画」を改訂する際に調査しており、平成 25 年度が最新の数値となります。					
①-2 畑地・水田の保全と利用					
○農地の担い手支援として、援農ボランティアの会員数を、また農業体験の場の整備として、耕作放棄地を活用したふるさと農園の区画数をそれぞれ増加、維持させます。また、農産物の「地産地消」の推進によって、地場食材を意識して購入している市民の割合を増加、維持させます。さらに、学校給食での地元食材の提供などを通じた食育を推進させるため、地場産物の食材を活用した「食に関する指導」の授業を実施した学校の割合を増加させます。					
【状態指標】 地場食材を意識して購入している市民の割合	消費生活センター	54.5%	調査実施せず	70%	70%
【目標指標】 援農ボランティアの会員数	農水産課	149 人	359 人	－	会員数の増加
【目標指標】 ふるさと農園区画数	農水産課	1,146 区画	1,054 区画	1,700 区画	1,700 区画
【目標指標】 地場産物の食材を活用した「食に関する指導」の授業を実施した学校の割合	保健体育課	56.1%	62.2%	61%	80%

戦略管理指標	担当課	基準値 (2015 年度) (平成 27 年度)	現状値 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標値	
				中間年度 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標年度 (2026 年度) (令和 8 年度)
①-4 干潟・浅海域の保全と利用					
○高度処理型合併処理浄化槽の設置推進といった排水対策などによる海域の水質改善や、市民や事業者も参加する清掃活動（クリーンアップ）を継続的に実施します。また、三番瀬のラムサール条約登録の基準を満たすガンカモ類およびミヤコドリの個体数を維持します。さらに、干潟・浅海域の恵みを活かした潮干狩りや漁業体験・講座を実施し、参加者を募ります。					
【状態指標】 全窒素の環境基準達成率（海域）★1	環境保全課	100%	75%	100%	100%
【状態指標】 全りんの環境基準達成率（海域）★1	環境保全課	50%	50%	100%	100%
【状態指標】 COD の環境基準達成率（海域）★1	環境保全課	75%	75%	100%	100%
【状態指標】 青潮などの年間発生回数	環境保全課	5 回	1 回	－	0 回
【状態指標】 ガンカモ類の個体数★2	環境政策課	26,631 羽 ★3	41,552 羽	2 万羽以上維持 (毎年度)	2 万羽以上維持 (毎年度)
【状態指標】 ミヤコドリの個体数★4	環境政策課	306 羽 ★5	394 羽	100 羽以上維持 (毎年度)	100 羽以上維持 (毎年度)
【目標指標】 三番瀬クリーンアップ参加延人数	環境政策課	590 人 ★6	437 人 ★6	1,100 人以上 (毎年度)	1,000 人以上 (毎年度)
【目標指標】 潮干狩り入場者数 ★7	商工振興課	132,763 人	0 人 ★8	維持	維持
【目標指標】 高度処理型合併処理浄化槽の普及率	廃棄物指導課	16%	28.8%	33%	50%
【目標指標】 漁業体験・講座の参加者数	農水産課	325 人	511 人	525 人	850 人
★1 調査地点については、利用目的などに応じて定められた類型指定されている海域を対象とします。 ・全窒素、全りんの海域調査地点(右記 4 地点)【IV 類型：船橋 1(航路 A)、船橋 2(船橋沖)、航路 C、海苔漁場】 ・COD の海域調査地点(右記 4 地点)【B 類型：船橋 2(船橋沖)、海苔漁場】、【C 類型：船橋 1(航路 A)、航路 C】 ★2 ラムサール条約の国際的な基準 5（定期的に 2 万羽以上の水鳥）を満たすものです。 ★3 平成 25 年～27 年の冬の観測（ガンカモ類の生息調査 [通称 全国ガンカモ一斉調査] ）の平均値。 ★4 ラムサール条約の国際的な基準 6（水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群で、個体数の 1%を満たすミヤコドリ 100 羽以上）を満たすものです。 ★5 平成 25 年～27 年の冬・春の観測（モニタリングサイト 1000 シギチドリ類調査）の平均値。 ★6 三番瀬クリーンアップの参加延人数は、年度ごとに変動が大きいため、基準値は平成 25～27 年度の平均、現状値は平成 30～令和 2 年度の平均としております。 ★7 潮干狩り入場者数は、開催期間中（4 月～6 月）の入場者数を示します。 ★8 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、潮干狩りが未実施となったことによるものです。					

戦略管理指標	担当課	基準値 (2015 年度) (平成 27 年度)	現状値 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標値	
				中間年度 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標年度 (2026 年度) (令和 8 年度)
①-5 河川の保全と利用					
○排水規制に係る立入検査の継続的な実施や多自然川づくりによる河川の改修、水辺空間の整備、公共下水道を普及することにより、河川の環境や水質を改善します。					
【状態指標】 BOD の環境基準 達成率（河川）★1	環境保全課	100%	100%	100%	100%
【状態指標】 印旛沼流域における BOD 濃度 3mg/L 以下達成率 ★2	環境保全課	33%	67%	－	100%
【状態指標】 海老川流域における BOD 濃度 3mg/L 以下達成率 ★3	環境保全課	10%	70%	－	100%
【状態指標】 水辺を身近に感じる 市民の割合	環境政策課	調査実施前	調査実施前	－	割合の向上 （調査毎）
【目標指標】 排水規制に係る 立入検査実施率	環境保全課	47% ★4	42%	50%	55%
【目標指標】 多自然川づくり改修 延長	河川整備課	4,570m	5,110m	5,438m	6,560m
【目標指標】 水辺空間の整備箇所数	河川整備課	1 箇所	1 箇所	－	5 箇所
【目標指標】 公共下水道普及率	下水道河川 計画課	82%	90%	90%	95% (令和 6 年度)
【目標指標】 高度処理型合併処理浄 化槽の普及率〈再掲〉	廃棄物指導課	16%	28.8%	33%	50%
★1 調査地点については、利用目的などに応じて定められた類型指定されている河川を対象とします。 BOD の河川調査地点（右記 5 地点）【海老川 E 類型：八千代橋、さくら橋、八栄橋】、【真間川 E 類型：柳橋】 【桑納川 D 類型：金堀橋】 ★2 調査地点（右記 3 地点）【桑納川：金堀橋】、【二重川：長殿橋】、【鈴身川：鈴身】 ★3 調査地点（右記 10 地点）【海老川：八千代橋、さくら橋、八栄橋】、【前原川：相之谷橋】、 【飯山満川：東橋】、【念田川：念田橋】、【高根川：高根】、【北谷津川：金杉下】、 【長津川（下流）：北本町】、【長津川（上流）：夏見】 ★4 水質汚濁防止法に基づく特定事業場（湖沼法のみなし施設を有する事業場を含む：平成 27 年度末 460 事業場） を対象に行った立入検査の実施率。					

戦略管理指標	担当課	基準値 (2015 年度) (平成 27 年度)	現状値 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標値	
				中間年度 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標年度 (2026 年度) (令和 8 年度)
①-6 公園・緑地の整備					
○公園、緑地の計画的な整備を進めることで、都市公園の総面積を増加させます。					
【状態指標】 市民一人当たりの 都市公園面積	公園緑地課	3.16 ㎡/人	3.37 ㎡/人	－	3.63 ㎡/人 (令和 7 年度)
【目標指標】 都市公園の総面積	公園緑地課	198ha	218ha	222ha	231ha (令和 7 年度)
①-9 自然環境モニタリングの実施					
○市内に生息・生育する身近な生きものを指標種として選定し、市内におけるモニタリングを実施します。モニタリングに当たっては、市民参加の要素を取り入れ、幅広く情報を共有できるように努めます。					
【目標指標】 指標種のモニタリング 調査報告件数	環境政策課	調査実施前	30 件 ★1	－	200 件
【目標指標】 動植物種の状況 ★2	環境政策課	c 評価 (平成 28 年度)	c 評価 (令和 3 年度)	－	b 評価
★1 令和 2 年度から実施しているため、令和 2 年度を基準値としています。 ★2 「都市における生物多様性指標（簡易版）」（国土交通省）の指標 4 「動植物種の状況（都市に生息・生育する動植物種数に関する調査の実施状況）」による評価で、a（毎年実施）から e（未実施）の 5 段階評価となっています。					
②-1 水量の確保・地下水涵養の促進					
○透水性舗装などの雨水貯留浸透施設の整備を推進し、水量の確保を図ります。また、水源涵養機能を持つ樹林地や都市公園の保全・整備を推進します。					
【目標指標】 透水性舗装の整備実績	道路維持課	累計 111,422 ㎡	累計 136,187 ㎡	累計 126,700 ㎡	累計 156,800 ㎡
【目標指標】 流域貯留浸透事業に基づいて整備した雨水貯留浸透施設の整備率	下水道河川計画課	54%	57%	－	60%
【目標指標】 樹林地を維持・保全するための施策の実施面積〈再掲〉	公園緑地課	206ha (平成 25 年度) ★1	194ha	216ha	226ha (令和 7 年度)
【目標指標】 都市公園の総面積〈再掲〉	公園緑地課	198ha	218ha	222ha	231ha (令和 7 年度)
★1 「船橋市緑の基本計画」を改訂する際に調査しており、平成 25 年度が最新の数値となります。					

戦略管理指標	担当課	基準値 (2015 年度) (平成 27 年度)	現状値 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標値	
				中間年度 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標年度 (2026 年度) (令和 8 年度)
②-2 水質等の保全					
○高度処理型合併処理浄化槽の設置推進、排水規制に係る立入検査の継続的な実施や多自然川づくりによる河川の改修、公共下水道を普及することにより、河川や海域の水質を改善します。					
【状態指標】 全窒素の環境基準 達成率（海域）〈再掲〉	環境保全課	100%	75%	100%	100%
【状態指標】 全りんの環境基準 達成率（海域）〈再掲〉	環境保全課	50%	50%	100%	100%
【状態指標】 COD の環境基準 達成率（海域）〈再掲〉	環境保全課	75%	75%	100%	100%
【状態指標】 BOD の環境基準 達成率（河川）〈再掲〉	環境保全課	100%	100%	100%	100%
【目標指標】 高度処理型合併処理浄 化槽の普及率〈再掲〉	廃棄物指導課	16%	28.8%	33%	50%
【目標指標】 排水規制に係る立入 検査実施率〈再掲〉	環境保全課	47%	42%	50%	55%
【目標指標】 多自然川づくり改修 延長〈再掲〉	河川整備課	4,570m	5,110m	5,438m	6,560m
【目標指標】 公共下水道普及率 〈再掲〉	下水道河川 計画課	82%	90%	90%	95% (令和 6 年度)

戦略管理指標	担当課	基準値 (2015 年度) (平成 27 年度)	現状値 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標値	
				中間年度 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標年度 (2026 年度) (令和 8 年度)
③-1 生物多様性と文化のつながりの継承					
○市内の文化財の調査を進め、生物多様性に関する文化財の保存および指定を行います。					
【目標指標】 指定・登録文化財の数	文化課	50 件	49 件	－	現状維持
③-2 生物多様性を活用したまちづくりの推進					
○街路樹や花壇の整備を推進し、まちの中の緑を創出します。					
【状態指標】 みどりに対する満足度	環境政策課	調査実施前	調査実施前	－	満足度の向上 (調査毎)
【目標指標】 街路樹改植済み路線数	道路維持課	7 路線	9 路線	17 路線	17 路線
【目標指標】 ふれあい花壇実施 箇所数	公園緑地課	97 箇所	94 箇所	110 箇所	120 箇所 (令和 7 年度)
【目標指標】 環境共生まちづくり条 例第 4 条にもとづく 「地区環境形成計画 書」による協議締結 面積の割合	都市計画課	0.79%	0.95%	1.1%	1.3%
【目標指標】 花いっぱいまちづくり 参加団体数	公園緑地課	31 団体	28 団体	35 団体	55 団体 (令和 7 年度)

戦略管理指標	担当課	基準値 (2015 年度) (平成 27 年度)	現状値 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標値	
				中間年度 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標年度 (2026 年度) (令和 8 年度)
④-1 環境学習機会の拡充					
○自然観察会や環境に関する講座といったイベントへの参加やふなばし三番瀬環境学習館の利用を促すことで、環境学習を推進します。					
【状態指標】 生物多様性の認知度	環境政策課	調査実施前	調査実施前	－	認知度の向上 (調査毎)
【状態指標】 レクリエーション 施設など利用者数	環境政策課	859,127 人	407,012 人	－	利用者数 の増加
【目標指標】 自然観察会などの参加 延人数 ★1	環境政策課 公民館	680 人 ★2	2,305 人 ★2	900 人	3,000 人
【目標指標】 環境に関する講座の 参加延人数 ★3	環境政策課 社会教育課 公民館	1,663 人 ★4	1,957 人 ★4	2,300 人以上 (毎年度)	2,300 人以上 (毎年度)
【目標指標】 環境フェア来場者数	環境政策課	4,500 人 ★5	973 人 ★5	5,200 人以上 (毎年度)	3,000 人以上 (毎年度) ★6
【目標指標】 環境新聞「エコふなば し」発行回数	環境政策課	1 回	1 回	－	3 回
【目標指標】 ふなばし三番瀬環境 学習館の総利用者数	環境政策課	25,236 人 (平成 29 年度) ★7	17,895 人	60,000 人 ★8	58,000 人 ★9
【目標指標】 ふなばし三番瀬環境学 習館で実施する野外フ ークショップの参加人 数	環境政策課	988 人 (平成 29 年度) ★10	885 人	－	2,600 人
★1 自然観察会などの具体的内容 ・環境政策課が実施する自然散策会、三番瀬生き物さがし、セミのぬけがら調査 ・公民館で実施する自然観察に関する講座 ★2 自然観察会などの参加延人数は、年度ごとに変動が大きいので、基準値は平成 25～27 年度の平均、現状値は平成 30～令和 2 年度の平均としています。 ★3 環境に関する講座の具体的内容 ・環境に関する出前講座、訪問学習、環境学習講座 ・公民館で実施する環境に関する講座 ★4 環境に関する講座の参加延人数は、年度ごとに変動が大きいので、基準値は平成 25～27 年度の平均、現状値は平成 30～令和 2 年度の平均としております。 ★5 環境フェア来場者数は、年度ごとに変動が大きいので、基準値は平成 25～27 年度の平均、現状値は平成 30～令和 2 年度の平均としております。 ★6 平成 30 年度から会場が変更となり、来場者数のカウント方法を見直したため、目標値を修正しました。 ★7 平成 29 年 7 月オープンの施設であるため、平成 29 年度の入場者数を示します。 ★8 オープン前の想定に基づく目標値で、常設展のみの利用者数を示します。 ★9 オープン後の利用状況を考慮した、常設展以外の利用者も含めた総利用者数を示します。 ★10 平成 29 年 7 月オープンの施設であるため、平成 29 年度の参加人数を示します。					

戦略管理指標	担当課	基準値 (2015 年度) (平成 27 年度)	現状値 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標値	
				中間年度 (2020 年度) (令和 2 年度)	目標年度 (2026 年度) (令和 8 年度)
④-2 人材育成の実施					
○ふなばしエコカレッジを新設し、生物多様性に関する取組の後継者やリーダーを育成します。					
【目標指標】 ふなばしエコカレッジ 卒業生数	環境政策課	実施前	実施前	－	60 人
⑤-1 多様な主体の取組の支援					
○子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援するこどもエコクラブの登録団体数を増加させます。					
【目標指標】 こどもエコクラブ 登録団体数	環境政策課	10 クラブ	8 クラブ	増加 (毎年度)	増加 (毎年度)
【目標指標】 ふなばしエコカレッジ 卒業後の体験入団数	環境政策課	実施前	実施前	－	180 人 (累計)
⑤-2 多様な主体の連携の促進					
○船橋をきれいにする日の参加人数を増加させ、地域コミュニティの活性化に寄与します。					
【目標指標】 船橋をきれいにする日 参加人数	クリーン 推進課	3,102 人	実施せず	－	9,500 人